

## 住宅宿泊事業法施行条例の概要

## 1 制定の趣旨

住宅宿泊事業法の実施に関し必要な事項を定めるものである。

住宅宿泊事業の実施に伴い懸念される生活環境の悪化を防止するため、条例を制定するもの。

## 2 条例の内容

- (1) 住宅宿泊事業法の実施に関し必要な事項を定めること。(第1条関係)
- (2) 法第18条の規定に基づき、住宅宿泊事業の実施の制限について定めること。  
(第2条関係)

## ①実施制限する区域及び期間

制限区域	制限期間
1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)の敷地の周囲100メートル以内の区域	次に掲げる期間を除く期間 (1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。) (3) 県立又は市町村立の学校にあっては、当該学校に係る学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条第1項の規定に基づき定められた休業日 (4) 私立学校又は国立学校にあっては、当該学校の学則に基づき定められた休業日
2 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設の敷地の周囲100メートル以内の区域	日曜日及び土曜日並びに休日を除く期間
3 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域	日曜日及び土曜日並びに休日を除く期間

## ②制限区域及び期間の解除

事業者からの申請に基づき、生活環境の悪化の防止措置が講じられている事業であると知事が認めた場合は、上記制限区域及び期間について解除するもの。

- (3) 新たに制限区域に含まれることとなった場合の適用除外について定めること。(第3条関係)
- (4) この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定めること。(第4条関係)

### 3 施行期日等

- (1) この条例は、平成31年2月1日から施行すること。（附則第1項関係）

本条例は、住宅宿泊事業について新たな規制を行う条例であるため、公布の日から3か月程度の周知期間を設けるもの。

- (2) 所要の経過措置を講ずること。（附則第2項関係）

条例施行の際、現に制限区域に所在する住宅において実施されている住宅宿泊事業について、条例施行の日から起算して6か月間は、実施制限する区域及び期間の規定は適用しないこととするもの。

- (3) 検討条項について定めること。（附則第3項関係）

条例施行後3年を目途として見直しをする旨規定するもの。